

工事材料使用承諾取扱要領

第1 目的

この要領は、鳥取県土木工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）第2編第1章第2節工事材料の品質に基づき、受注者が監督員に提出する工事材料使用承諾に係る取り扱いを定めたものである。

第2 工事材料使用承諾の取り扱い

受注者が監督員に提出する工事材料使用承諾に添付する資料は、下記のとおりとする。

- 1 工事材料使用承諾（工事打合せ簿（承諾））
- 2 使用材料一覧表（様式-1）
- 3 添付資料

(1) J I Sマーク表示認証を受けた工事材料（以下「J I S材料」という。）

ア J I S材料を使用する場合、使用材料一覧表に、材料名、規格、製造会社、所在地、納入業者の記載に加え、J I Sマーク表示認証番号を記載することにより、製品カタログ、試験成績表などの品質証明書、構造図面、構造計算書、その他資料（以下「製品カタログ等」という。）の添付を省略できる。

イ J I S材料のレディーミクストコンクリート（仕様書第1編第3章第3節1-3-3-2工場の選定「2. J I Sのレディーミクストコンクリート」）を使用する場合は、アに加え、レディーミクストコンクリート配合計画書を添付すること。

ウ J I S材料のレディーミクストコンクリート配合計画書は、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書として使用できる。この場合、使用材料一覧表の備考欄に、例：「小規模工種1工種当りの総使用量が50m³未満の品質証明書とする。」等、品質証明書であることが分かるように記載すること。

(2) J I Sマーク表示認証を受けていない工事材料（以下「非J I S材料」という。）

ア 事前承諾を受けた非J I S材料

(ア) 事前承諾を受けた非J I S材料を使用する場合、工事材料事前承諾取扱要領（令和5年12月5日付第202300204840号 県土整備部長通知 <https://www.pref.tottori.lg.jp/314738.htm>）に従い、使用材料一覧表に、材料名、規格、製造会社、所在地、納入業者の記載に加え、事前承諾番号を記載することで製品カタログ等の添付を省略できる。

ただし受注者は、生産者等から提出された工事材料事前承諾の写し、製品図面、配筋図等、施工管理に必要な資料（どの資料を添付するかは材料に応じて判断）を整備、保管しなければならない。

(イ) 事前承諾を受けたアスファルト混合物を使用する場合、アスファルト混合物事前承諾取扱要領（令和5年12月5日付第202300204846号 県土整備部長通知 <https://www.pref.tottori.lg.jp/314739.htm>）に従い、使用材料一覧表に、材料名、規格、製造会社、所在地、納入業者の記載に加え、事前承諾番号を記載することで製品カタログ等の添付を省略できる。

ただし受注者は、アスファルト合材工場から提出された、アスファルト混合物報告書、アスファルト混合物事前承諾の写しを整備、保管しなければならない。

イ 事前承諾を受けてない非J I S材料

(ア) 事前承諾を受けてない非J I S材料を使用する場合、製品カタログ等を添付すること。（どの

資料を添付するかは材料に応じて判断)

- (イ) 非J I S材料のレディーミクストコンクリート（仕様書第1編 第3章 第3節 1-3-3-2 工場の選定「3. J I S以外のレディーミクストコンクリート」）を使用する場合は、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を添付すること。
- (ウ) 事前承諾を受けてないアスファルト混合物を使用する場合、アスファルト混合物報告書（様式はアスファルト混合物事前承諾取扱要領「様式-3」とする。）、配合報告書及び各種試験結果を添付すること。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降調達公告を行う工事から適用する。